

女性活躍推進法第17条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（いわゆる女性活躍推進法）第17条の規定に基づき、鯖江・丹生消防組合における女性職員の活躍に関する情報を公表いたします。

○女性活躍推進法（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

1 女性職員一人あたりの各月ごとの超過勤務時間（令和元年） 単位：時間

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
8.4	8.0	8.2	8.6	18.0	18.8	17.8	17.4	20.2	16.0	26.8	12.2

※女性職員の平均時間

2 年次休暇の平均取得日数（令和元年）

全職員	うち女性職員
5.57日	5.52日

3 育児休業取得率（令和元年）

実績なし

4 配偶者出産休暇および育児参加のための休暇取得率（令和元年）

全職員	うち女性職員
6.9%	0%

5 採用試験受験者の割合（令和元年）

職種	男性	女性	計
消防	35人	3人	38人

6 職員の割合（令和2年1月1日現在）

職種	男性	女性	計	女性職員割合
消防吏員	109人	4人	113人	3.5%
事務職員	1人	1人	2人	50.0%
合計	110人	5人	115人	4.3%

7 役職（管理職）に占める女性の割合（令和2年1月1日現在）

役職	消防士	消防副士長 主事	主査	主任	課長補佐	管理職			
						参事	課長	次長	消防長
男性	19人	14人	17人	23人	18人	10人	6人	2人	1人
女性	1人	1人		2人	1人				

8 勤続年数の男女差異（令和2年1月1日現在）

	勤続年数	男女差
男性平均	19年1ヵ月	1年9ヵ月
女性平均	17年4ヵ月	